

建築基準法（昭和25年法律201号）第42条第2項の規定により、道路の位置として次のとおり指定しました。

鹿児島県知事 伊藤裕一郎

指定番号	指定の年月日	指定道路		
			延長 (メートル)	幅員 (メートル)
建第1号	平成26年 3月18日	薩摩郡さつま町内における以下の表に示す箇所	803.82	4.00
建第1号1		神子666-1の内、666-3の内、668-2の内、719-15の内、719-16の内、719-6の内、719-7の内、666-1の先、666-3の先、668-2の先、719-15の先、719-16の先、719-6の先及び719-7の先	103.13	4.00
建第1号2		神子722-3の内及び722-5の内並びに鶴田2714-1の内、2714-3の内、2716-1の内、2720-1の内及び2723-1の内並びに722-3の先及び722-5の先並びに鶴田2714-1の先、2714-3の先、2716-1の先、2720-1の先及び2723-1の先	49.10	4.00
建第1号3		神子714-4の内、714-5の内、714-6の内、715-10の内、715-28の内、715-30の内、714-4の先、714-5の先、714-6の先、715-10の先、715-28の先及び715-30の先	60.54	4.00
建第1号4		神子714-3の内、714-4の内、714-8の内、714-13の内、714-3の先、714-4の先、714-8の先及び714-13の先	49.60	4.00
建第1号5		神子672-3の内、672-4の内、673-1の内、673-2の内、673-3の内、672-3の先、672-4の先、673-1の先、673-2の先及び673-3の先	28.20	4.00
建第1号6		神子646-1の内、646-3の内、646-5の内、646-6の内、647-1の内、647-6の内、647-9の内、647-15の内、647-16の内、647-17の内、657-14の内、658-1の内、658-2の内、658-3の内、658-4の内、658-6の内及び658-11の内並びに湯田1829-1の内、2056の内、2062-1の内、2062-2の内、2063-1の内、2063-4の内及び2064-1の内並びに神子646-1の先、646-3の先、646-5の先、646-6の先、647-1の先、647-6の先、647-9の先、647-15の先、647-16の先、647-17の先、657-14の先、658-1の先、658-2の先、658-3の先、658-4の先、658-6の先及び658-11の先並びに湯田1829-1の先、2056の先、2062-1の先、2062-2の先、2063-1の先、2063-4の先及び2064-1の先	185.70	4.00
建第1号7		神子620-1の内、621-1の内、622の内、622-1の内、622-3の内、657-1の内、657-12の内、661-1の内、668-14の内、669-1の内、669-3の内、620-1の先、621-1の先、622の先、622-1の先、622-3の先、657-1の先、657-12の先、661-1の先、668-14の先、669-1の先及び669-3の先	128.74	4.00
建第1号8		鶴田2533-1の内、2534の内、2535の内、2536-1の内、2536-2の内、2603-2の内、2611-1の内、2611-2の内、2611-3の内、2613の内、2614-1の内、2614-3の内、鶴田2533-1の先、2534の先、2535の先、2536-1の先、2536-2の先、2603-2の先、2611-1の先、2611-2の先、2611-3の先、2613の先、2614-1の先及び2614-3の先	107.26	4.00
建第1号9		神子721-1の内、721-2の内、721-3の内、721-19の内、721-20の内、2699-1の内、2700-1の内、2703-1の内、神子721-1の先、721-2の先、721-3の先、721-19の先、721-20の先、2699-1の先、2700-1の先及び2703-1の先	160.40	4.00